

令和8年度 集団指導

居宅介護支援事業所

大田区福祉部福祉管理課
法人指導担当



大田区公式PRキャラクター
はねびよん

令和8年度 集団指導の内容

- 1 指導について
- 2 実地指導における主な指摘事項等について
- 3 その他

令和8年度 集団指導の内容

- 1 指導について
- 2 実地指導における主な指摘事項等について
- 3 その他

1 指導について

- 〈目的〉 ● **介護給付等対象サービスの質の確保**
● **保険給付の適正化**

介護保険サービス事業者等

利用者の尊厳を守り、かつ、質の高いサービス提供が求められる。

周知の徹底

介護給付等対象サービスの取扱い

介護報酬の請求

〈集団指導〉

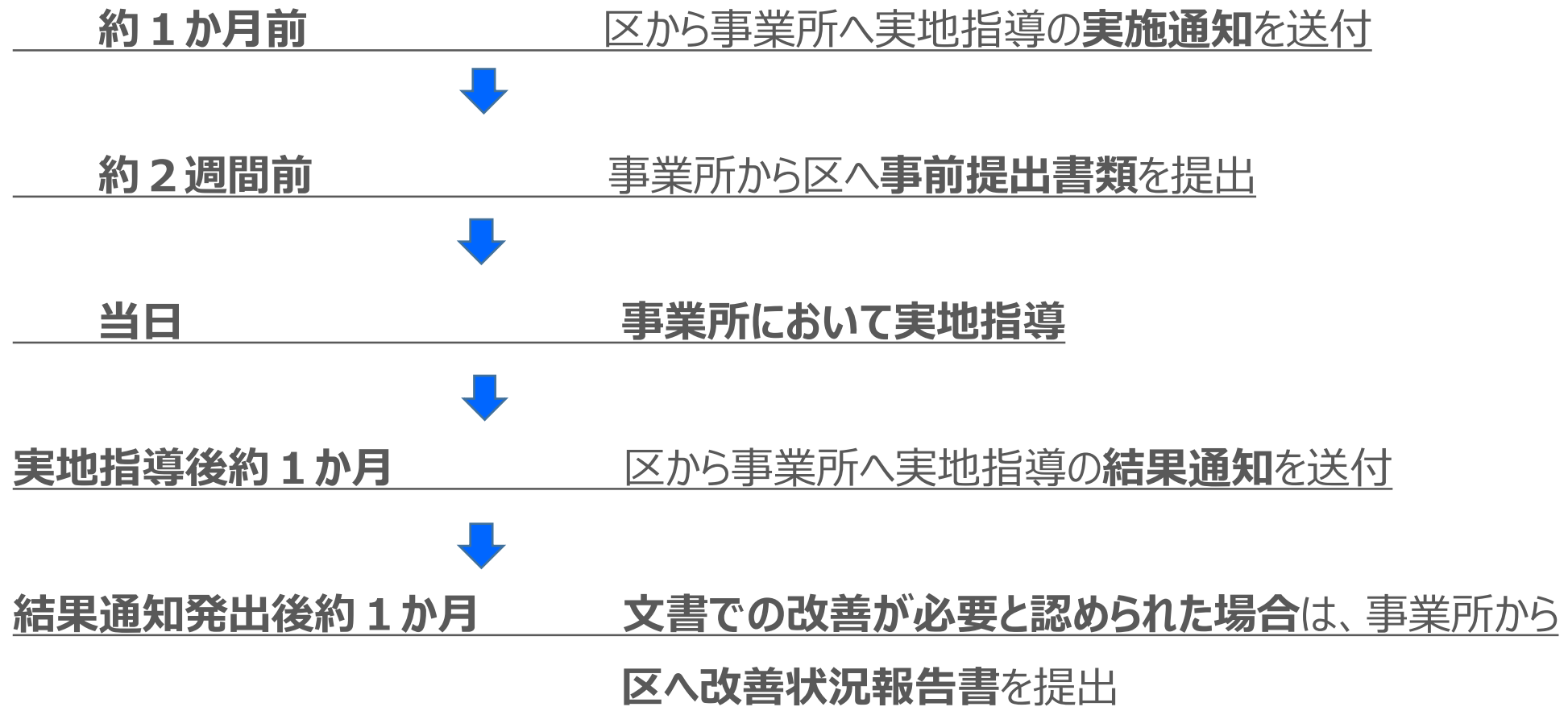
介護保険制度に基づくサービスを適正に行うため、事業者に対し、必要な情報を伝達・共有する。
※一定の場所に事業所職員を集める集合形式又はオンライン等を活用した動画配信形式

〈実地指導〉

介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況の確認のため、実地で行う。

1 指導について

基本的な実地指導の流れ



令和8年度 集団指導の内容

- 1 指導について
- 2 実地指導における主な指摘事項等について
- 3 その他

2 実地指導における主な指摘事項等について

（1）業務継続計画の策定等

【指摘事項】

- ・感染症及び災害発生時における業務継続計画が策定されていなかった。

→ 8ページ「◎業務継続計画未策定減算」参照

- ・必要な研修及び訓練が実施されていなかった。

【必要な措置】

① 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時において、利用者に対して指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。

2 実地指導における主な指摘事項等について

（1）業務継続計画の策定等

「感染症」及び「災害」発生時の業務継続計画が必要

→「感染症に係る業務継続計画」と、「災害に係る業務継続計画」を
一体的に策定することが可能

〈業務継続計画〉

感染症

災害

→それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、
「感染症の業務継続計画」と、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」※を
一体的に策定することが可能

感染症に係る業務継続計画

感染症の予防及びまん延防止のための指針 ※

※「感染症の予防及びまん延防止のための指針」については、次ページ参照

2 実地指導における主な指摘事項等について

（1）業務継続計画の策定等

【参考：感染症の予防及びまん延防止のための措置】

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② ※**感染症の予防及びまん延の防止のための指針**を整備すること
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための**研修及び訓練を、それぞれ年1回以上実施すること**



厚生労働省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

◎ **業務継続計画未策定減算**

（所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算）

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、居宅介護支援事業所においては、令和7年4月まで遡及し、基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数から減算

2 実地指導における主な指摘事項等について

（1）業務継続計画の策定等

② **研修及び訓練※をそれぞれ年1回以上実施**

※研修及び訓練の実施にあたっては、記録に残すなど実施した内容などがわかるようにしてください。

（参考）厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html



③ **業務継続計画を定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。**

2 実地指導における主な指摘事項等について

（2）虐待の防止

【指摘事項】

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する**委員会**を開催していなかった。
- ・ 虐待の防止のための**指針**を整備していなかった。
- ・ 虐待の防止のための**研修**を実施していなかった。

→12 ページ「**◎ 高齢者虐待防止措置未実施減算**」参照

【必要な措置】

- ①虐待の防止のための対策を検討する**委員会**※1を定期的に行うとともに、その結果について、**従業者に周知徹底**※2を図ること。

※2 **周知徹底**したことがわかるようにしてください。

措置例) 委員会結果議事録を従業者に回覧し、確認日やサインをもらっておく。

2 実地指導における主な指摘事項等について

（2）虐待の防止

②虐待の防止のための**指針**を整備すること

指針に明記すべきこと

虐待防止に関する基本的な考え方、委員会やその他、事業所内の組織に関する事項、職員研修に関する事項など

③虐待の防止のための**研修**※1を**年1回以上**実施すること

④上記虐待の防止に関する措置を適切に実施するための**担当者**を置くこと。

→**委員会**※1の責任者と、同一の従業者が務めることが望ましい。

→担当者が誰なのか、明確にすること。

※1 **委員会**及び**研修**の実施にあたっては、記録に残すなど実施した内容などがわかるようにしてください。

2 実地指導における主な指摘事項等について

(2) 虐待の防止

◎ 高齢者虐待防止措置未実施減算

(所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算)

虐待の発生又はその再発を防止するために**必要な措置（①～④）**の一つでも講じられていなければ、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで（最低3月）、利用者全員について所定単位数から減算**

(参考) 東京都保健福祉財団「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集」

<https://www.fukushizaidan.jp/105kenriyogo/link/>



😊 「虐待の防止のための措置に関する事項」を、運営規程に定めることも義務付けられています。

2 実地指導における主な指摘事項等について

（3）指定居宅介護支援の具体的取扱方針

（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映）

【指摘事項】

- ・福祉用具貸与の利用があるにも関わらず、居宅サービス計画に位置付けられていなかった。
- ・福祉用具貸与が必要な理由が、居宅サービス計画に記載されていなかった。

【必要な措置】

- ◆**居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載**すること。

2 実地指導における主な指摘事項等について

(3) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映)

- ◆ **対象福祉用具※を居宅サービス計画に位置付ける場合**には、福祉用具**貸与又は**特定福祉用具**販売**のいずれかを利用者が**選択**できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、**必要な情報**を提供すること。
対象福祉用具※の提案を行う際、医師や専門職の意見等を踏まえ、利用者の心身の状況等を確認すること。

※ 対象福祉用具
固定用スロープ、歩行車を除く歩行器、単点杖、多点杖

- ◆ 福祉用具貸与については、**居宅サービス計画作成後必要に応じて**随時**サービス担当者会議を開催**して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける**必要性**について専門的意見を聴取するとともに検証し、**継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を再び居宅サービス計画に記載**すること。
※対象福祉用具の場合、福祉用具専門相談員によるモニタリング結果も踏まえること。

2 実地指導における主な指摘事項等について

(3) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映)

😊 軽度者に対象外種目の福祉用具貸与を位置付ける場合
例外給付の確認手続きが必要です。
必要な手続きについて、下記リンク先からご確認ください。

(参考) 大田区「介護保険で利用できるサービスの種類（生活上の負担を軽減するサービス）」
> 「福祉用具の貸与」> 「軽度者の福祉用具貸与 対象外種目の例外給付について」

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kaigo/service-syurui.html>



2 実地指導における主な指摘事項等について

（4）居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合（運営基準減算）

【指摘事項】

- ・新規の居宅サービス計画の作成時に、サービス担当者会議の開催等を行っていることが確認できなかった。
- ・少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問することによるモニタリングを実施していることが確認できなかった。
- ・モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続していた。

◎ 運営基準減算

居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合は、**居宅介護支援費が減算、もしくは算定不可**

◆ 所定単位数の**100分の50に相当する単位数を算定**

◆ 運営基準減算が**2月以上継続**している場合、**所定単位数は算定不可**

2 実地指導における主な指摘事項等について

（4）居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合（運営基準減算）

以下の①～④いずれかに該当する場合は、運営基準減算に該当

① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、

あらかじめ利用者に対して、利用者は**複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて、説明を行っていない場合**

② 居宅サービス計画の新規作成及びその変更における次の場合

◆ 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の**居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合**

2 実地指導における主な指摘事項等について

(4) 居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合（運営基準減算）

- ◆ 当該事業所の介護支援専門員が、**サービス担当者会議の開催等を行っていない場合**
（やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。）
- ◆ 当該事業所の介護支援専門員が、**居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に対して交付していない場合**
- ③ **次に掲げる場合において、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていない場合**
 - ◆ 居宅サービス計画を新規に作成した場合
 - ◆ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - ◆ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

2 実地指導における主な指摘事項等について

(4) 居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合（**運営基準減算**）



サービス担当者会議

介護支援専門員が、居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議。

→**やむを得ない理由がある場合**※においては、居宅サービス担当者に対する**照会等により意見を求めることが可能**

※やむを得ない理由がある場合

- ・利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合
- ・サービス担当者会議開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により参加が得られなかった場合
- ・居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化がみられない等における軽微な変更の場合等

→当該サービス担当者**会議の要点**又は当該担当者への**照会内容**について**記録**すること。

2 実地指導における主な指摘事項等について

（4）居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合（運営基準減算）

④ 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画のモニタリングに当たっての次の場合

- ◆ 特段の事情が無く、介護支援専門員が1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合

→厚生労働省が定める基準※を満たせば、**テレビ電話装置等**を活用して、利用者に面接する方法をとることも可能。

テレビ電話装置等を活用する場合においても2月に1回は居宅を訪問し、面接する必要がある。

2 実地指導における主な指摘事項等について

（4）居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合（運営基準減算）

※厚生労働省が定める基準

- ア テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、**文書により利用者の同意**を得ていること
 - イ サービス担当者会議等において、下記に掲げる事項について**主治の医師、担当者その他の関係者の合意**を得ていること
 - ・利用者の心身の状況が安定していること
 - ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること
 - ・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること
- ◆ 特段の事情がなく、介護支援専門員が**モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合**

運営基準減算に該当すると
→初回加算の算定不可！

2 実地指導における主な指摘事項等について

（5）特定事業所加算の算定について

【指摘事項】

特定事業所加算Ⅱを算定しているにもかかわらず、「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の定期的開催」及び、「介護支援専門員に対し、計画的な研修を実施していること」が確認できなかった。

【算定要件】

- ◎利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした**会議を**
おおむね週1回以上開催すること。

2 実地指導における主な指摘事項等について

（5）特定事業所加算の算定について

→**会議の議題**については、**少なくとも次の（1）～（7）のような議事を含めること**

- （1）現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- （2）過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- （3）地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- （4）保健医療及び福祉に関する諸制度
- （5）ケアマネジメントに関する技術
- （6）利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- （7）その他必要な事項

※議事については、**記録を作成し、2年間保存**

2 実地指導における主な指摘事項等について

（5）特定事業所加算の算定について

◎ 計画的に研修を実施していること。

介護支援専門員について、資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに、次年度の計画を定めること。（特定事業所加算Aの場合は、連携先事業所との共同開催による実施も可能）

また、**管理者**は、研修目標の達成状況について、適宜確認し必要に応じて改善措置を講じること。

2 実地指導における主な指摘事項等について

（5）特定事業所加算の算定について

特定事業所加算のその他算定要件等は、下記リンク先からご確認ください。

（参考）厚生労働省 「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230633.pdf>



令和8年度 集団指導の内容

1 指導について

2 実地指導における主な指摘事項等について

3 その他

3 その他

（1）管理者の資格要件について

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の**管理者**となる者は、**不測の事態※**を除き、**主任介護支援専門員**でなければなりません。
（特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合を除く）

※不測の事態として想定される主な事例

- ・ 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- ・ 急な退職や転居 など

→不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とすることが困難となった場合においては、「**管理者確保のための計画書**」を大田区に届出ることによって、例外的に管理者を主任介護支援専門員とする**要件の適用が、原則1年間猶予**されます。

3 その他

（1）管理者の資格要件について

○令和3年3月31日時点で、管理者が主任介護支援専門員ではない居宅介護支援事業所の場合

→当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用が令和9年3月31日まで猶予されます。

要件の猶予は、令和9年3月31日までですので、ご注意ください。

（参考）大田区「居宅介護支援事業所の指定に関する各種届（居宅介護支援事業所の管理者要件）」



<https://www.city.ota.tokyo.jp/jigyousha/kyotakukaigoshienjigyousyo/kyotaku-kaigo-jigyousyo-joho.html>

3 その他

（2）特定事業所集中減算について

居宅介護支援事業所は、**毎年度2回**、判定期間ごとに居宅介護計画に位置付けたサービス※について、紹介率が最高である法人（以下「紹介率最高法人」という。）の名称等について記載した**「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成**しなければなりません。

〈判定期間と届出書の提出時期〉

	判定期間	提出期限	特定事業所集中減算適用期間
前期	3月1日から同年8月末日まで	9月1日から同月15日まで	10月1日から翌年3月31日まで
後期	9月1日から翌年2月末日まで	3月1日から同月15日まで	4月1日から同年9月30日まで

※対象サービス：訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護

3 その他

（2）特定事業所集中減算について

◎ **特定事業所集中減算**（1月につき200単位を所定単位数から減算）

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき計算し、いずれかのサービスの値が**80%を超えた場合**は減算（「**正当な理由**」※がある場合を除く。）

（計算式）当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

いずれかのサービスの値が**80%を超えた場合**は、

「**正当な理由**」※の有無に関わらず、作成した届出書を大田区に提出しなければなりません。

《**注意**》 **80%を超えなかった場合**

80%を超えなかった場合についても、作成した届出書は、各事業所において

2年間保存しなければなりません。

3 その他

（2）特定事業所集中減算について

※「正当な理由」の判断基準や、その他詳細については、下記リンク先からご確認ください。

（参考）大田区「特定事業所集中減算について（居宅介護支援）」

https://www.city.ota.tokyo.jp/jigyousha/kyotakukaigoshienjigyousyo/syuuchuu_gensan.html



**特定事業所集中減算に該当すると、
→特定事業所加算の算定不可！**

参照法令等

- 介護保険法：平成9年12月17日法律第123号
- 介護保険法施行規則：平成11年3月31日厚生省令第36号
- 区条例第13号：平成30年3月12日大田区条例第13号
「大田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」
- 老企第22号：平成11年7月29日老企第22号
「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」
- 厚告第20号：平成12年2月10日厚生省告示第20号
「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」
- 老企第36号：平成12年3月1日老企第36号
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

大田区ホームページ

- 大田区「指導監査（検査）結果報告書」

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/sidoukennsakekkahoukokusyo.html>



- 大田区「介護保険サービス事業者等の指導・監査及びその結果」

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/kaigo-service-jigyousya_shidou.html



確認報告フォームへの回答について

【回答方法】

（1）eラーニングで視聴した場合

eラーニング上の回答フォームにより、提出してください

（2）YouTubeで視聴した場合

区ホームページから、L o G o フォームにより、提出してください

【提出期限】

令和8年9月30日（水）